項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項及び第三項において同じ。）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三第一項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三第一項（復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三第一項」とする」に改め、同条第六項中「、第四十二条の十一」を「から第四十二条の十一まで」に、「及び第四十二条の十二の三」を「、第四十二条の十二の三及び第四十二条の十二の四」を「第八項」に改め、「）第十七条の三」と」の下に「「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加え、「第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項」を「第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項」に、「及び第四十二条の十二の二第二項」を「、第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の十二の三第二項」に、「次条」とあるのは「次条」を「第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「前条」に改める。

第十七条の三の二第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「第六十二条第一項」を「第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項」に、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、「連結法人」の下に「及び当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、同条第四項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と」とあるのは「法人税の額」とあるのは「（震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、同法第百四十四条の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の二第一項」と、同法第百四十四条の六第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の二第一項（企業立地促進区域において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の二第一項」とする」に改め、同条第五項中「、第四十二条の十二の三及び第四十二条の十二の五」に、「第四十二条の十二の四」を「第八項」に改め、「）第十七条の三の二」と」の下に「「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加え、「第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項」を「第四十二条の六第七項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項」に、「及び第四十二条の十二の二第二項」を「、第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の十二の三第二項」に、「第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「次条」を「第四十二条の十二の五第七項中「前条」に改める。

第十七条の三の三第一項中「第四十二条の六第二項、第三項及び第五項」を「第四十二条の六第七項から第九項まで及び第十二項」に改め、「第四十二条の九」の下に「、第四十二条の十第二項、第三項及び第五項」を加え、「第六十二条第一項」を「第四十二条の十二の五第七項及び第八項、第六十二条第一項」に、「の規定を」を「、第百四十四条及び第百四十四条の二の規定を」に改め、「連結法人」の下に「及び当該法人が法人税法第二条第四号に規定する外国法人である場合の同法第百三十八条第一項第一号に規定する本店等」を加え、同条第四項中「（同法第七十二条及び第七十四条を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）」を「及び第三編第二章」に、「とする」を「と、同法第百四十四条中「と」とあるのは「法人税の額」とあるのは「（震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、」と、同法第百四十四条の二第一項中「対する法人税の額」とあるのは「対する法人税の額（震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定により控除する金額がある場合には、当該金額を控除した金額）」と、同法第百四十四条の四第一項第三号中「の規定」とあるのは「及び震災特例法第十七条の三の三第一項（避難解除区域等において避難対象雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除）の規定」と、同項第四号中「前節」とあるのは「前節及び震災特例法第十七条の三の三第一項」とする」に改め、同条第五項中「、第四十二条の十二の三及び第四十二条の十二の五」に、「第四十二条の十二の四」を「第八項」に改め、「）第十七条の三の三」と」の下に「「同法第六十七条」とあるのは「法人税法第六十七条」と」を加え、「第四十二条の六第二項、第四十二条の九第一項、第四十二条の十第二項」に、「及び第四十二条の十二の二第二項及び第四十二条の十二の三第二項」に、「第四十二条の十二の五第七項中「前条」とあるのは「次条」を「第四十二条の十二の五第七項中「前条」に改める。

第十八条の五第一項及び第十八条の六第一項中「若しくは第五項」を削る。

第十九条第一項中「適格現物分配」を「法人税法第二条第十二号の六に規定する現物分配」に、「法人税法」を「同法」に改め、「第七十二条第一項第一号」の下に「又は第百四十四条の四第一項第一号若しくは第二項第一号」を加え、「同項に」を「同法第七十二条第一項又は第百四十四条の四第一項若しくは第二項に」に改める。

第二十三条第五項中「（外国法人に対する準用）」とあるのは「（外国法人に対する準用）」を「還付」において」とあるのは「還付）」に、「還付）」」を「還付）において」に改める。